

平成21年第3回美祢市議会臨時会会議録

平成21年5月18日(月曜日)

1.出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 馬屋原 眞 一 | 2番 | 岡 山 隆 |
| 3番 | 有 道 典 広 | 4番 | 高 木 法 生 |
| 5番 | 萬 代 泰 生 | 6番 | 三 好 睦 子 |
| 7番 | 山 中 佳 子 | 8番 | 岩 本 明 央 |
| 9番 | 下 井 克 己 | 10番 | 河 本 芳 久 |
| 11番 | 西 岡 晃 | 12番 | 荒 山 光 広 |
| 13番 | 柴 崎 修一郎 | 14番 | 田 邊 諄 祐 |
| 15番 | 山 本 昌 二 | 16番 | 布 施 文 子 |
| 17番 | 佐々木 隆 義 | 18番 | 原 田 茂 |
| 19番 | 村 上 健 二 | 20番 | 大 中 宏 |
| 21番 | 南 口 彰 夫 | 22番 | 安 富 法 明 |
| 23番 | 徳 並 伍 朗 | 24番 | 竹 岡 昌 治 |
| 25番 | 河 村 淳 | 26番 | 秋 山 哲 朗 |

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

| | | | |
|-------|---------|-----|---------|
| 事務局 長 | 重 村 暢 之 | 係 長 | 岩 崎 敏 行 |
| 係 長 | 佐 伯 瑞 絵 | | |

4.説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| 市 長 | 村 田 弘 司 | 副 市 長 | 林 繁 美 |
| 総 務 部 長 | 波 佐 間 敏 | 総合政策部長 | 兼 重 勇 |
| 市民福祉部長 | 山 田 悦 子 | 病院事業局長 | 藤 澤 和 昭 |
| 建設経済部長 | 伊 藤 康 文 | 総合観光部長 | 山 本 勉 |
| 総務部次長 | 田 辺 剛 | 総務部次長 | 福 田 和 司 |
| 税 務 課 長 | 篠 田 惠 司 | 総合政策部長 | 金 子 彰 |
| 市民福祉部長 | 古 屋 勝 美 | 総務部次長 | 齊 藤 寛 |
| | | 建設経済部長 | |

| | | | |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| 教 育 長 | 永 富 康 文 | 教 育 委 員 会 長 | 國 舛 八 千 雄 |
| 消 防 長 | 坂 田 文 和 | 會 計 管 理 者 | 久 保 毅 |
| 美 東 總 合 支 所 長 | 坂 本 文 男 | 秋 芳 總 合 支 所 長 | 杉 本 伊 佐 雄 |
| 代 表 監 査 委 員 | 三 好 輝 廣 | 監 査 委 員 長 | 西 山 宏 史 |
| 上 下 水 道 課 長 | 中 村 弥 寿 男 | 農 業 委 員 會 長 | 古 屋 安 生 |
| 高 齡 障 害 課 長 | 岡 村 惠 右 | 地 域 福 祉 課 長 | 田 代 裕 司 |

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1 号 美祢市の国民の保護に関する計画について
- 日程第 4 報告第 2 号 美祢市における障害者のための施策に関する基本的な計画について
- 日程第 5 議案第 1 号 専決処分の承認について（平成 20 年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 6 議案第 2 号 専決処分の承認について（平成 21 年度美祢市一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 7 議案第 3 号 専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）
- 日程第 8 議案第 4 号 専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第 9 議案第 5 号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 10 議案第 6 号 平成 21 年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 7 号 平成 21 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 8 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 13 議案第 9 号 美祢市教育委員会委員の任命について

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） おはようございます。只今から平成21年第3回美祢市議会臨時会を開会いたします。

会議に入ります前に、4月の人事異動によりまして職員の異動がございました。

この際、執行部より紹介がございますので、よろしく願いいたします。林副市長。

副市長（林 繁美君） それでは、議長からお許しがありましたので、執行部におきまして、4月1日付で異動のありました本日議場に出席しています者を紹介させていただきます。

まず、議長正面向かって左側より紹介をさせていただきます。

最初に、市民福祉部長、山田悦子でございます。

続きまして、総合観光部長、山本勉でございます。

続きまして、総務部次長（財政・税務・収納担当）、福田和司でございます。

続きまして、総合政策部次長、金子彰でございます。

続きまして、市民福祉部次長、古屋勝美でございます。

続きまして、建設経済部次長、斉藤寛でございます。

続きまして、右側の列に移ります。消防長、坂田文和でございます。

続きまして、秋芳総合支所長、杉本伊佐雄でございます。

続きまして、監査委員事務局長、西山宏史でございます。上下水道課長、中村弥寿男でございます。

続きまして、市民福祉部高齢障害課長、岡村恵右でございます。

続きまして、同じく市民福祉部地域福祉課長、田代裕司でございます。

最後に、議会事務局議事調査係長、岩崎敏行でございます。

以上で紹介を終わります。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） これより会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本臨時会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは報告第1号から議案第9号の11件でございます。

本日、机上に配付してございますものは、会議予定表、議事日程表（第1号）、議案付託表、以上3件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において村上健二議員、大中宏議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、報告第1号美祢市の国民の保護に関する計画についてから、日程第13、議案第9号美祢市教育委員会委員の任命についてまでを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成21年第3回美祢市議会臨時会に提出いたしました報告2件、議案9件について御説明申し上げます。

報告第1号は、美祢市国民保護計画についてであります。

これは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定に基づき、市が他の機関と連携協力し、みずから国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するため、市の実施体制及び住民の避難や救援などに関する事項、並びに平素に備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めた美祢市国民保護計画を作成しましたので、同条第6項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、美祢市における障害者のための施策に関する基本的な計画についてであります。

これは、障害者基本法第9条第3項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成21年度から平成24年度を目標年次とする4年間の計画を策定しましたので、同条第8項の規定により報告するものであります。

議案第1号は、専決処分の承認についてであります。

処分事件は、平成20年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

これは、平成19年度老人医療費県負担金に係る過不足について、当初、新市として1本で精算することとしていましたが、合併前の団体をもとにそれぞれ精算することとなったことにより、歳出については、老人医療費前年度県負担金精算返還金64万5,000円を、歳入については、医療費県負担金を同額の64万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億927万8,000円とする補正を行ったものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるとのであります。

議案第2号は、専決処分の承認についてであります。

処分事件は、平成21年度美祢市一般会計補正予算（第1号）であります。

これは、定額給付金の支給に併せ、美祢市商工会が地域商工業の活性化施策として、消費拡大を図るプレミアム付の商品券を発行することに対し、この事業に必要な経費1,300万円の助成を行うものであります。

歳入につきましては、ゆたかなまちづくり基金から同額を充当し、歳入歳出予算の総額を157億5,000万円とする補正を行ったものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるとのであります。

議案第3号は、美祢市税条例等の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、美祢市税条例等の一部を改正したものであります。

改正の主なものは、個人住民税関係では、現下の極めて厳しい経済情勢の中、経済の活性化を図るため、経済効果の大きい住宅投資の促進による需要拡大の観点から、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除を行うこととするものです。

これにつきましては、平成19年度から実施されている住宅ローン減税が税源移譲による税率改正に伴い、減税額が減少した平成11年から平成18年までに入居した者を対象としているのに対し、今回は、平成21年から平成25年までの5カ年間に、これから入居する者を対象とするものであります。

改正の内容といたしましては、平成21年度以降の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用のある者のうち、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある者につき、その額を翌年度の個人市民税から控除するものであります。

固定資産税関係では、平成21年度の評価替えに伴い、宅地等に係る負担調整措置の仕組みを継続するとともに、据え置き年度において地価が下落している場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続するものであります。

以上、美祢市税条例等の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第4号は、美祢市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市都市計画税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容は、議案第3号の美祢市税条例の改正における宅地等に係る固定資産税の負担調整措置を継続することに伴い、都市計画税においてもこれに準じて条文の整備を行ったものであります。

以上、美祢市都市計画税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めるものであります。

議案第5号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成21年3月31日に公布され、一部の規定を除き、平成21年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の減額において、納税義務者である世帯主等の前年からの所得等の状況に著しい変化等がある場合、当該納税義務者を減額措置の対象から除外する措置を廃止するとともに、国民健康保険の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額について、「政令で定める金額」をそれぞれ「47万円」、「12万円」及び「10万円」と明記したものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第6号は、平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

これは、平成20年度の観光事業特別会計の決算見込みにおいて、単年度収支では、1億7,961万円の黒字が見込まれますが、平成19年度の赤字に対する繰上充用金が、15億6,161万円必要としたことから、差し引き13億8,200万円の歳入不足が見込まれますので、地方自治法施行令第166条の2により、これを繰上充用するため、平成21年度予算の補正を行うものであります。

この繰上充用に伴い予備費を1億5,000万円減額することとし、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億3,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,599万4,000円とするものであります。

議案第7号は、平成21年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

これは、平成20年度の住宅資金貸付事業特別会計において、住宅資金貸付金の償還金の未納により、平成20年度において、3,391万1,000円の歳入不足が見込まれますので、地方自治法施行令第166条の2により、これを繰上充用するため、平成21年度予算の補正を行うものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,391万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,596万円とするものであります。

議案第8号は、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてであります。

これは、平成21年3月31日をもって人権擁護委員、内田孝氏が辞任されたため、小林法子氏を新任候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求めるものであります。

議案第9号は、美祢市教育委員会委員の任命についてであります。

美祢市教育委員会委員のうち、鬼村昭寛氏は、本年5月21日をもちまして、任期満了となります。

つきましては、後任の委員として井上敏雄氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求めるものであります。

以上、提出いたしました、報告2件、議案9件について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

なお、議員の皆さんは、10時30分から議員全員協議会を開催いたしますので、会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。協議事項につきましては、美祢市障害者計画の説明について等であります。よろしくようお願いいたします。

午前10時21分休憩

.....

〔全員協議会〕

.....

午前11時30分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより報告並びに議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第1号美祢市の国民の保護に関する計画についての質疑を行います。質疑はございませんか。布施議員。

16番（布施文子君） 国民保護に関する計画について質問いたします。

この計画書は本当にこれはこれとして必要なんですが、先日、4月以来、北朝鮮からミサイルが飛んでくるという情報に日本国中恐れおののいたと思います。たまたま自分の頭の上を通らなかったからそれでよかったのかもしれませんが、美祿市は、この計画で美祿市国民は守れるとお考えかどうかをお伺いいたします。（笑声）

議長（秋山哲朗君） 田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 只今の布施議員の御質問ですが、恐らくおっしゃる意味は、具体的な記載に乏しいんじゃないかということだろうと思います。そう思われるのは当然かと思えます。これは国の計画、それから県の計画、それからそれに基づく市の責務について、概略というのもちよっと言い方が適切ではないかもしれませんが、その大まかなものを記載しておりますので、具体的などこに避難するとかにつきましては、またいろいろな対象とする事態に応じて、実施要領を別に定めるようにしております。ということで御理解をいただけたらと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） わかりました。国民の命にかかわる問題でございますので、実施計画をきちんと立てていただきまして、有事の際に私たちはどう避難したらいいのか、どのような物資の備蓄があるのか、日ごろの心の備えが必要だと思いますので、ぜひこの件に関しましては、早急に具体的な実施計画を立てていただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） まず38ページを見ていただきたいと思うんですね。布施議員さんが言われたとおりで、これは命にかかわる問題でございますが、まず武力攻撃があった場合、本部の中に、本部長が市長、副本部長が副市長、それから最悪の場合には、全職員が恐らく本部でいったらこの庁舎になると思うんですね、お集まりになると思うんです。

武力攻撃がやる場合、まず指令本部をぶつつりするんが一番いいんですが、そうなった場合、我々市民は指揮官がおらない町になってしまうんですね。これは私の

意見も少し入るわけですが、まず副市長は外すべきじゃないかなと。言いかえれば、何かあったとき、市長に何かあったときに、権利のある者がおらなくなっちゃうと、ということでなれば、議長と副市長がどっかに隠れて指揮をとらないと何もできない、金も使えないし、食糧のこともできないと。その点が一点と。

もう一つ、30ページに物資や資材という、資材とか資機材とかといういろいろな考え方があろうと思うんですが、明確にここでは食糧とは書いていないんですが、先ほどの市の本部体制の中で、40ページに「福祉対策部が被災者の食糧調達及び配給に関することを」というふうになっております。その下の衛生対策部で、遺体の処理等について書いてあるんですね。武力攻撃を受ければ、生き残るか死ぬるかわからないわけですね。そうした場合、食糧の備蓄はどういうふうにお考えなのか。

今から、要綱をつくるとおっしゃっておられましたけど、布施議員が言われたように、固有名詞はちょっと避けますが、いつ飛んでくるかわからないような状態の中で、食糧の備蓄はどういうふうにお考えなのか、まだ今から具体的なということでしたので。それから遺体も1体2体じゃないと思いますよね、そういう場合にどういうふうな処理をお考えなのか。大きく3点なんですけど、お聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） まず一点の対策本部から副市長を外すべきではないかというお尋ねですが、これはこの市の対策本部が、その美祢市においては中心的な、国民保護措置については中心的な役割を果たすことになるんですが、その市の対策本部のもとにすべてのその指揮権、その指揮下に入ることではなくて、国、それから県、それからその他運送事業者等、ほかの関係機関と協力して国民保護措置に当たるという仕組みになっております。

今の竹岡議員のおっしゃる意味は十分理解できます。その市長と副市長を分散させたほうがいいのかということだと思いますが、それについては、今後この国民保護計画を今回作成しましたが、必要に応じてこれを変更していくことになるかと思っておりますので、そのときに検討させていただきたいと思っております。

それから、食糧の備蓄につきましては、この国民保護計画には具体的には記載しておりませんが、原則として、地域防災計画に準じて備蓄を考えるということになっております。その地域防災計画の備蓄の考えというのが、1カ所に、例えば倉庫

に大量に備蓄するということではなくて、流通備蓄ということで、流通しているものを優先的に回していただくというような考え方で備蓄を考えております。

それからもう一点が、遺体の処理についてであったかと思いますが、これについても市が単独でやるということは到底無理がありますので、自衛隊とか警察の協力を仰ぎながら協力して対処するということになるかと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑は、三好議員。

6番（三好睦子君） この国民保護法って本当に国民を保護するのだと思っていましたら、ちょっとこれについてちょっと勉強しました。そしたらここにあります「武力攻撃事態法」というのがあるんですが、これは本当の中身というのは、この国民を保護するのではなくて、これは「アメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を巻き込み、その支援活動に罰則付で国民を動員する極めて危険な内容」とありました。

それで、ずっと見ていたのですが、この地方自治体でのこの国民保護計画づくりが政府によって推進されているわけですが、その中で軍事行動が最優先になっている計画だということで問題点があるのですが、その三つあるんですが、たくさんありますからその中でその一つとして、米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画だということが本当危ないことなので、このこれっていうのは本当ちょっと国民保護と言えば災害時のときに保護してくれると思って、ちょっとそんな感じを受けるんですが、実際は有事と災害の国民保護の救済計画というのは大きな相違があるということです。災害っていうのは地方が主導をするのですが、有事法制では国が主導となります。有事法制になる点ということです。

そして、有事法制に基づく国民保護法や避難の計画とかいうのは、国民自衛隊が主導するところで大きな特徴があって、地方自治体はどのような指導が入るすき間がないというか、そういうところも問題となってくると思っております。

それから二つ目として、これはアメリカの戦争に地方自治体や公共機関、先ほど「他の機関と連携・協力して」とありますが、これはその自治体や公共機関が働く人たちを全部動員してしまうという計画なんだと本当に危険なことです。そして、地方自治体はこの作成計画でも義務づけられていると思っておりますが、住民の避難計画だけではなくて、病院や学校、公民館など地方自治体の施設を米軍、自衛隊に提供

したり、医療関係者や輸送業者などの動員をする計画となっております。その中で
ですね……。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、質問です。

6番（三好睦子君） はいはい。（笑声）その中でこういった問題点があるのですが、それをこの美祢市としてはどのようなお考えなのでしょうか。国民保護計画が本当に国民の自由と権利を守るかどうかということが考えられますが、その計画の中で、地方自治体にその計画をつくったときの問題点が大まかに分けて三つあると思いますが、それについてはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員の御質問ですが、私の目を見られてどうですかってお尋ねになったんで、私のほうからお答えをいたしましょう。明確なお答えができるかどうかはわかりませんが、国は国民、県は県民、市は市民の命・財産を守る大きな責務を担っております。今の御質問の趣旨からすると、恐らく自衛隊が関与する、警察が関与することによって、その国民の自由、県民の自由、市民の自由が阻害されるのではないかと恐らく御質問であったんじゃないかというふうに思っております。しかしながら、有事に際しまして、我々この市だけで対応できるというのは、持っている手が限られております。例えば道路の寸断、それから情報網の分断ということが起こった場合、この市だけで対応できるはずもないということも厳然たる事実でございます。

そういう中で、人命の救助、それから災害にかかわる復旧、先ほど遺体のこともありましたけれども、生きておられた方の大事な御遺体をどう尊厳を保ってしていくかということにつきましても、我々だけではやはりできる範囲が限られているということでございますので、やはり自衛隊、警察の力をお借りする必要は恐らくあるというふうに思っております。これは、我々の市民もやはり国民であるということはもちろんのことです。もちろん三好議員も御存じでしょうから、当然のごとく自衛隊、警察は大きな役割を果たしていただくということになるかと思っております。その中で、国民、市民の自由が阻害されるということはないと思っております。

その自由というのが、我々が勝手にしてもいいということではなしに、その有事のときにどうすればいいかということで、行動はおのずと制限をされますけれども、個人の尊厳が損なわれるような自由の阻害はあり得ないというふうに私は思ってお

ります。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第4、報告第2号美祢市における障害者のための施策に関する基本的な計画についての質疑を行います。質疑はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） まず、この報告書を計画書を受けたのが、私は1週間前の全員協議会なんですけど、それ以前に配付されたか何らかの経緯があれば、まず説明をください。

だから議会の中で初めて配付されたのが、先週の全員協議会だったんですよね。その確認をしたいだけです。それ以前に、既に21年3月となっているんで、それがもうこれが公にどういう手続で出されてきたのかだけを、まず最初にお聞きしたい。

議長（秋山哲朗君） 岡村課長。

高齢障害課長（岡村恵右君） 今、南口議員さんの御質問の資料の計画書の件でございますけれども、この資料につきましては、3月まで20年度に、先ほど協議会のほうで説明いたしましたように、美祢市地域自立支援協議会を3回 4回ですが、4回程度重ねてこの計画書で、先ほどそれぞれの部会のメンバーの方を中心に協議をして、3月末に完了したということでございます。4月に入って、この計画書を関係の機関等へ配付する経緯に至ったということでございまして、議会なり関係機関へのそれぞれの計画書のまた説明なり、そういったものが若干遅れてきたというふうに思っております。

先ほど言いましたように、今後はまたこの協議会の中でいろいろ問題、提案等をいただきましたので、再度協議を重ねて計画書の推進といたしますか、充実、今後の障害者福祉計画の充実に図ってまいりたいというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） じゃあ3月に取りまとめて、市長にその答申の結果を報告して、市長から了解を決済をもらって、それでこの連休明けの全員協議会に資料を

配付したというようなという経過ですね。

もう一つお尋ねをしたいんですが、ここの「地域自立支援協議会委員名簿」というのがありますよね。これちょっと議会事務局にもお答え願いたいんですが、どうもその私が記憶がないんだらうと思うんですが、議会では萬代議員と山本議員がこの委員に選出されているんですが、この委員の選出ですね、これはどっちが議会選出の手続がどうであったのかということと、もう一つは、恐らく市長の諮問でしょうから、その市のほうの委員の選出をした経緯をまず説明をしていただきたいと思えます。

議長（秋山哲朗君） 重村局長。 ちょっと確認したいと思えますので、暫時、午後1時まで休憩をしたいと思います。

午前11時52分休憩

.....

午後 1時05分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に御意見、質疑等がございましたけれども、この審議会につきましては、議長のほうで、私のほうで議員2名を選出させていただきました。その方法につきましては、それぞれの審議会がたくさんあるわけがございますけれども、そのバランス、そして会派等を考慮しながらこの2名の方を選ばせていただきました。

なお、ここで一つ徹底をしておきたいと思えますのは、各種審議会、協議会等がたくさんあるわけがございますけれども、その都度会議等があったときに、必ず全員協議会で報告をしていただきたいということが、その都度議員の皆様方をお願いしておりますけれども、なかなかすべての各種審議会、協議会を報告を今まで出されておられない会もあるようでございますので、今後は重要な今後は踏まえまして必ず全員協議会の方にも報告等していただけたらと思っておりますので、是非この点を徹底していただきと、よろしく申し上げます。

それでは、議員の皆様から、この件につきまして質疑等はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 先ほどの委員会の選出についての議会の関係はわかったんですが、委員のメンバーは、ここに出ている委員のメンバーは、議会の関係者以外はどの時点で最終的にだれが判断して選ばれるか、若干その経緯だけ説明してくだ

さい。

議長（秋山哲朗君） 山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） それでは、南口議員の質問にお答えいたします。

計画書の68ページをお開きください。そちらのほうに、美祢市自立支援協議会要綱というのがあります。その第3条第2項によりまして、「次に掲げるもののうちから市長が委嘱する」ということで、各団体の長に対しまして推薦依頼を提出し、その推薦を受けて決定をしております。

この要綱につきましては、20年9月1日から施行し、委員につきましては、11月1日から任命をいたしております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） その選出の経過で、ちょっと時系列で時間の月日の関係でいくと、議会の側は恐らく委員選出は去年の6月議会にやっちょるんですね。いろんな、議会が解散をして初議会で臨時議会が開かれて議長選挙が行われて、それと並行しながら、最終的にすべてのポジションは6月議会までに決まっちょるんです。ところが、この要綱は9月1日なんですよ。9月1日なんよ。

そうすると、その他の委員は9月1日以降に村田市長が選んだという経過で少し時間のずれがあるから、前回議員が選ばれたときのその正式な名称が何であって、それからこの要綱がつくられて、それからそれぞれの各委員さんに要請があって選出したというところを、一度整理しちよった方がいいんじゃないですか。

議長（秋山哲朗君） 議会のほうは、南口議員、9月の18日に推薦しております。よろしいですか。はい、どうぞ。南口議員。

21番（南口彰夫君） わかりました。そうすると、6月議会以降にこうした自立支援協議会というものが出てきたんですが、先ほど若干お聞きしたときに、この報告書そのものが先週の全員協議会で初めて手にするというので、少なくとも私は平成3年からここへ出てきているんですが、こうした計画書を策定するときには、今度の美祢市の新総合計画もそうなんですが、必ず議会との関係で地方自治法が定められている議会の権能ですね、チェックアンドバランスの、そうした果たす役割との関係で、必ず報告等、意見等を集約されてその策定されるという経過が実はあったんです。

それについて、先ほど議長のほうから今後ということで、そこに参加する議員を通じて全協等でしっかり報告してほしいという御指摘があったんですが、少なくともこの策定の中で、議会の意見というものが、選出されている2名の議員を通じてまあ何らかの形で反映されていると思うんですが、この中そのものの計画内容について、市長そのものの思いがある程度反映されて、その上で内容を熟知した結果、答申として受けとめたということはこのはっきり市長のほうからまずお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 当然のごとく熟知をしてお受け取りをいたしました。はい。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 熟知してて私が言ったからってそのまま言わないほうがえかったのではないかなと思うんですけど、先ほど若干報告があったように、ちょっと担当課長に聞くと、全員協議会での協議は全員協議会の協議で、そこでしっかり議論をしたからここでええんじゃないかということになれば、今後議会はますます密室化していくので、一度全員協議会をリセットして簡単にだけ市長に、その45ページなんです。

前回の全員協議会でも今回の全員協議会でも私が率直に指摘したのは、ただ単に図式が 図式が特定の福祉法人ですね、美祢市では通称「みのり園」さんという呼び方が地域では定着しているんですが、特定のその団体、もしくは法人にいろんな業務が丸投げされる心配があると、そういうつもりはないという意見を何度もいただいているんだが、少なくともこれだけを見たらそういう誤解を生むと。と同時に、その後、障害のある人に対する支援体制ということで、きめ細かな行政とその業務を委託する委託先との関係で、業務の分担をきちんと正確に今後より一層していきたいということだと。

ところが、どうしてもぬぐえんのは、今後恐らく予算がその都度出てくるだろうと思うんですが、やっぱり確かに美祢市の現状でこれまでの経過からするならば、障害者にかかわらず、いろんな支援体制を施設として持って、しかもスタッフをそろえて充実した体制がとれている法人は、「みのり園」さんのところしか美祢市にはないというふうな現状はそのまま事実だろうと思うんです。ところが、今後恐らく出てくるだろうと思うんですが、ここの支援体制のより中身の協定なり協約なり、

それから今後運営されていくための規則なりが、今後議会にその都度報告をしながら適切な処置をしていくという、少なくともそういう部長の答弁であったと思うんです。

そこで、市長にお尋ねをしたいんですが、ただ単にその一つの地域の中で、特定のその団体にしかノウハウがないということで、そこにその技術をいろんなその業務をそこに集約するということになれば、私は地方自治体のこの50年間の全国の歴史の中で、いろんなその委託事業で相談窓口が特定の団体に集約されたときに、差別的な、それこそ逆差別といわれるような差別的な状況が全国で生まれたという苦い経験があると思うんですよね、いろんな対策事業の中で。そういうことが結果としてですよ。

それでなぜかと言えば、職員の場合は3年5年置きにそのポジションがローテーションのごとくこう入れかわってくるんです。ところが、一度契約を結ぶと、そこがもう既得権のように、たとえ市長が変わったとしても何らかの形で継続されていくと。そこが行政の逆の意味でいろんな問題点を起こしやすい。これは国も含めてなんです、その国も含めていろんな矛盾を引き起こしやすいところがあるんです。そういう点について、どうお考えかを市長の御意見を率直に聞きたい。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員の御質問ですが、南口議員が福祉にかけられる非常に平等で熱いお気持ちはよくわかりました。

今、しかしながら、あたかも特定の法人に対して、市が意図的にこの業務をお願いをしているんじゃないかというふうにもとられかねない御質問の仕方だというふうに思いますけれども、それは決してそういうことはないということを申し上げておきたいと思います。

これは、御承知のように、平成18年に法が、障害者自立支援法が施行されました、この法にのっとって対応できる施設が、例えば美祢市の中に二つ、三つ、四つあれば、その中からいろんな要件等を緩和をしまして、どこかを選ぶということが適切だというふうに思っておりますけれども、逆に法にのっとった設備、人策等がないところをお願いをした場合は、そのサービスを享受される市民の方、障害者の方にとって不利益が生じるということがあります。ですからこの法律にのっとった要件がクリアしておられるところに対して、その委託をせざるを得ないということ

が生じることはおわかりだろうと思います。

この委託という言葉ですけれども、例えば補助金とか交付金とかいうことではなしに、補助事業とかそういうことではなしに、委託ということはあくまでその事業の主体は、市、行政にあるということです。市が主体と。市がすべきことをその能力が全般的にない場合があります。すべてのスタッフ、設備等を市が持っておればいいわけですが、それをやろうとすると非常にコストが高くなるということで、本来は市がやるべきこと、これは法に定められております。この法についてはですね。しかしながら、それをやるべき能力、人的スタッフ、設備がないがために、その法が定めるその施設、人的スタッフを抱えておられるところに委託をするということです。ですから、行政がすべきことを委託をするということです。

それと、あたかもある一定のところにそれをお願いしたら、ずっとそれが続くんではないかというふうなことも言われたんですが、そういうこともありません。そういうことを避けるがために、この委託契約は1年、1年間で委託契約をしようということです。

ですから、今、何遍も申し上げるけれども、この法に基づくのっとったことがクリアできる団体、組織等が新たに出てくれば、つくられれば、そちらのほうにもやはりそういうことをお願いすることがあり得ますので、例えばそれがもう一つできたということであれば、今お願いしているところとそことよく協議をさせてもらって、いずれかをやはり委託でうちがお願いすると。それはどうしてかという、享受される、サービスを享受される障害者の方にとって、もっともいいところをお願いすべきというふうに私はかたく思っておりますので、そうさせていただきます。ですから特定のところに利益を誘導するということは一切考えておりません。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） ここ、これは議会議員の控室に置かれている月刊誌です。それで、議会ではこの通常自治体の情報、Dファイルというもので全国の自治体の情報を得るために、同じように議会の控室に置かれているんですが、これは「手をつなぐ」という雑誌を発行しているのは「全国手をつなぐ親の会」という団体が発行しているんです。これは、平成3年に私この議場に初めて来たんですが、恐らく村田市長も平成3年にはこの市役所の中に勤務していたと思うんですね。

これは、全国のその手をつなぐ親の会の総会が、平成3年に光市で行われているんです。山口県でこの団体の総会を開くということで、この美祢市の福祉の職員だけでなく、議会の中のほうにも要請があって、地域の障害者団体の方々の役員と一緒に、私もマイクロバスに乗って出席をさせていただきました。その後、この情報誌を議会のほうで定期的に購読をするようになったんです。

ところが、その当時はその総会に親と子供が一緒になって参加をするということに非常に抵抗が強かった。市の当時のもう既に退職をされていますが、市の職員の方々がぜひこれに参加しようということで声をかけられて、その後、その翌年に美祢の地域の手をつなぐ親の会なり障害者の会なりがどんどん結成されていくんですね。それまでは、その地域の中の方で障害者に対する奉仕活動、まあ点字からですね、今も若干点字の広報はつくられていると思うんですが、かなり高齢化してきていますが、この20年間の間。

私が特にそこを言いたいのは、その地域の方々が長年ボランティア、有償ボランティアも含めて自治体と一体となって障害者問題を取り組み、しかもその差別と偏見が非常に強い障害者が、町に車いすであろうが何らかの交通手段をもってその地域でいろいろ買い物をしたりということが、この20年間非常に苦労してきた取り組みではなかったかと。それはあくまでも市役所の中に窓口があり、市役所の中に相談員がおって、それで地域とまたその障害者のいろんな団体、家庭と親御さんたちも含めて相談をしながらやってきたことに、その障害者に対するいろんな事業がいろんな実績を生み出して、それで社会の一員としての役割を果たせるようにと、その後、コアラハウスの建設なり作業所がどんどんつくられていった。

それを美祢市の場合は、本当に広い、この合併も含めて広い面積の中でこうした雑誌を発行して、それをそれぞれ地域の活動の中で守り育ててきた人たちが、本当にその思いがこの事業の相談窓口の「みのり園」さんところに集約されるんだろいかといった不安と疑問があるわけです。それを行政のほうのトップである市長と、特に議会の側でね、一言要らんことを言うと、平成3年にこの団体の総会に行ったときは私一人だった。だれも行かんかった。ところが、今やこういういろんな委員会や協議会に私は一切参加しておりませんが、みんな議員の皆さんが積極的に出られるようになったんで、ぜひそうした思いと、さっきの誤解や偏見が決してその事業の内容に、そうした不備が出てこないように議長にもお願いをするし、市長に

もお願いをしたいと思いますが、最後に一言。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員が非常に弱者に優しい視点でいろんなことに取り組んでおられたのは、私もよく知っております。また今もそうしておられるのもよく知っています。その思いからの恐らく御質問だろうと思います。

私事で恐縮ですが、私も長いこと父がパーキンソン病でございましたので、車いすで家の中で見ておりましたし、外でもこうしていました。ですからその体の不自由な方、そのほかのこともありますけれども、大変であるし、いろんな社会で生きていく上において、普通に暮らしたいのにそれができない部分もあるところもよくわかっております。

さっき私が委託事業というのは、市がやるべきことをお願いしているということを申し上げました。ですから、それを言葉を変えれば責任は市にあると思います。ですからその責任の最高責任者である市長たる私にその責任はありますので、今おっしゃられたことですね、それは責任を持って、私のほうが施設のほうと十分にお話をさせていただいて、今こうやろうとするこのネットワーク、このシステム、それから相談窓口ですね、本当に障害者のため、またこの障害者の御家族のため、それからそれがひいて言えば、この社会全体のためでもありますので、それをやらせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） ページ45ページですが、就労支援の中に「あじさい」と「ひので」が入っていますが、これは期限後は就労Bになることの意味が含まれているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 岡村課長。

高齢障害課長（岡村恵右君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

資料45ページの「あじさい」と「ひので」でございますけれども、これはこのネットワーク体制の中では、就労支援部会ということのその構成メンバー 構成事業所でございますので、具体的な事業所の今後の就労移行支援、先ほどBとかAとか言われますけれども、この部分についてはまた事業所自体の今後の運営方針の中で、そういうふうには持っていければ、事業所のほうで検討されることで、行

政としては今現在この45ページの中では反映、そういったたぐいのものではございません。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 安心いたしました。Bでなじまない障害の方にもいろいろありまして、早く言えば企業家ていうか、BはなかなかBになじまない方もおられますので、行き場がなくなって家に閉じこもってしまわれるということもありますと、そうすると自立と社会参加ができないという意味からも、この美祢市に1カ所は地域活動支援センターの「あじさい」と「ひので」 「ひので」は別のあれですが、「あじさい」とは別ですが、この二つだけは地域活動支援センターの重要な役目を果たしておりますので、Bには移行を考えないでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第5、議案第1号専決処分の承認について（平成20年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号））の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第1号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第2号専決処分の承認について（平成21年度美祢市一般会計補正予算（第1号））の質疑を行います。質疑はございませんか。安富議員。

22番（安富法明君） 簡単にお伺いをいたしますが、専決処分ということで、一応直近の議会に報告するという事なんですが、定額給付金にかかわるもので、内容としては商工会を通じて地域振興に地域対策等々に立つということでもいいと思うんですが、内容的には政策的かつ投資的な経費だろうという最も村田市長の大事な部分になるかというふうなものに相当すると思うんです。時間がなかったということであろうと結果的には思うんですが、専決処分 この種の政策的経費が専決処分がされるということに対してちょっと疑問を感じます。1号議案のような感じの精算といいますか、あるいは日切れの条例改正とかというふうなものとは、少し意を異にするように思いますので、そのことについてお考えをお伺いをいたします。

議長（秋山哲朗君） 福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） それでは、安富議員さんの御質問に私のほうから回答をさせていただきます。

御質問のありました政策的な事業という部分につきましては市長のほうから、政策的な部分の考えとして市長のほうからあらうと思っておりますが、この今回の一般会計の補正でございますが、これは4月1日からの事業でございますが、「さくら振興券」の発売に伴います事業でございますが、言われましたように、4月に入りまして直ちに販売を開始するという事で、時期を早めるという意味から専決処分という形をとらせていただいております。

再度回答させていただきます。

今回の期限付商品券「さくら振興券」の発売につきましては、5月15日の販売開始ということで、4月年度がわり早々、事務手続も含めて早急に対応する必要があったことから、事務手続上、専決処分をさせていただいたということでございます。

私のほうからの回答は以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 安富議員、おっしゃることはもっともです。政策的、それから上位の施策的なものについては、当然のごとく議会でお諮りをして予算化をするというのが本来のやり方でありまして、そうすべきだというふうに思っておりますが、今、福田部次長が申しあげましたとおり、非常に時間的に余裕がなかった。それでこの行為をする必要があったと。地域振興のためですね。それで専決処分ということでやらせていただいたということで、特殊事情ということで御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） まあ結果論ですけれども、国が早く決めればというふうなこともあったというふうに思いますが、内容的には、議員さん方もいろいろ例えば額がこれでええのかと、もっとやったほうがええんじゃないか、いろいろな議論があったんじゃないかというふうに思います。地域の経済といいますか、特に小規模の商店とかの振興というのが大変大きな課題であろうかというふうに思いますから、方向はよしとしても、内容的には意見等が十分反映できるような時間的なもの、機会がやはり与えられてほしかったなというふうな気はしておりますので、申しあげておきます。答弁は、よろしいです。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） このたびの美祢市の一般会計補正の件で、今話題にありますように「さくら振興券」、この件に関してはゆたかなまちづくり基金繰出金ということで1,300万円、これはもう皆さんも御存じのように、2008年度の第2次補正予算でこの何ていうんですか、定額給付金ということで美祢市は4億6,600万円ほど充てられたと思っております。

そういうことで、宇部市では28億、それで商品券に1億円、美祢市は4億6,600万円がこの1億円を定額給付「さくら振興券」に充てるということで、村田市長のほうも何とか100年に一度という経済危機のときに、何とか美祢市の消費を刺激して需要を喚起させていこうとこういう深い配慮からあったと思っております。

なかなか「さくら振興券」という形でしない市も、結構山口県ではありますけれども、その中であって美祢市は先駆的に額、または割り増しも1割ということで、

今言いましたようなゆたかなまちづくり基金繰入金ということで1,300万円、この1割が1,000万円で充てられて、300万円は事務費等またいろいろこういった、きょうも私1口1万円で「さくら振興券」に1万円払えば11枚、1,000円券がいただいて、こういうなかなかデザインもいいなと、秋吉台、そして黄金柱、まさに1,000円の黄金券という形でこういう形であります。

そういうことで、この1,000万円というのは、2008年度のこの補正の何ていいますか、地域活性化交付金が美祢市に充てられたそのうちの1,000万円と私は理解して、この300万円に対しても臨時ですね、仕事のない方にこういう受付等をたくさんしていただいて、そういった雇用の件について配慮をされた私はこの1,300万円の予算であるとは思っております。

そういうことで、今、今回定額給付金、角度はちょっと違いますけれども、高速道路（ETC搭載）1,000円ということで、これによって秋芳洞の入洞者が昨年度に比べて27%増加、このゴールデンウィークの期間10日間で1万人ふえたということで、非常に消費が刺激して需要が喚起してきている。そういったことで着実に3月短観も34ポイントまで上がってきている。なかなか100年に一度の経済危機ですから、そう簡単に回復するのは難しいとは思いますが、そういうことで今回1割の割り増しをして、そして「さくら振興券」、美祢市で1億円、総1億1,000万になるんですけども、今後ですね、この美祢市の「さくら振興券」が今後どういった美祢市の経済の活性化に予算措置されて見えてくるか、その辺の御説明をしていただきたいと思っております。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山議員、私で政策的な声としてやりましたこの「さくら振興券」、お褒めをいただきましてありがとうございます。

どういうふうにこの「さくら振興券」が効果を生んでくるかということでございますけれども、この市内のほとんどのこの小売業、それから事業者の方が御参加を頂戴しております。これは商工会のほうに、美祢商工会のほうにこの事業をお願いしたわけでございますけれども、商工会のこの加入率というか、そういうこともまだ低い状態にあります。これを契機に商工会の加入率も上がってくるといいなというのがあります。

というのが、この商工業にかかわる基本的な団体であります商工会が活性化をす

るということは、この地域の商工業の活性化につながってくるというふうに思っておりますので、今入っておられないところも、これを契機に商工会に入っていただく機会になるんじゃないかと。こういう「さくら振興券」をやるからおたくもこう取り扱ってもらえないかということを商工会のほうから、一軒一軒戸別に歩いてもらっております。こういうことのお機会はですね、非常にそういう面でも起爆剤になりますし、もちろんのこと1万円のお金が1万1,000円として使えるわけですから、その地域で市民の方が使っていただきましたら、そのお金がこの地域を還流してやはり市民の方に活力の源になるんじゃないかというふうに、本当に心から期待をしております。

ですから、売り出しは初日も半日で500セットやったかな、ちょうど庁内の最高幹部会議をしとったんですが、売り出した初日にですね、昼の時点でもう五百何十セットやったかな、売れたということを知りまして、本当に私は嬉しかったんですが、これが早々と完売をしたと、追加で発行してもらえないかというふうな声が出ないかなというふうに期待をしております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 私も実は、美祿の商工会に行きまして、それでもう5時ぐらいで何ていいますか、行列が並ぶぐらいにこういった「さくら振興券」を買い求めるお客さんが非常に多かったと。最終的に1,000まではいかなかったけれども、1日でそこまでなったということは、本当に私はお聞きしまして、そういったことで非常に私は嬉しいかな、これで美祿市の消費が本当に刺激されて、少しでも何ていいますか、景気が浮上していけばいいかなとそのように期待している一人であります。そういうことで、今後ともこれによって美祿市の商店街等が一つ一つ何ていいますか、まとまっていくそういう方向性にもなっていけば嬉しいなと思っております。

そういうことで最後に、非常にたくさんの方がばっと行かれますので、私もちょっと左右を見たときにちょっと危ないなと思ったんです。一瞬。ええ。だから非常にその管轄というのは、美祿警察署、しっかりと県の所轄なんでしょうけれども、しっかりとこの期間にパトロール等を強化していただきたいなとこういうことで、県からそういう形が来るんがいいんでしょうけれども、その辺に対して、市として

の対応はどのような形でされているかどうか、これをお聞きして私の質問を終わりたいと思っています。

議長（秋山哲朗君） 伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 岡山議員さんの質問にお答えします。

今、安全ということで、今回「さくら振興券」を販売をしておるところが、美祿市商工会のほうの本所・支所、それとJA山口美祿で8カ所、11カ所でやっております。その安全を今言われているのかどうかちょっとよくわかりにくいわけですが、その辺については、支所については無人のところではなしに、安全を期して対応しております。その振興券の販売の場所の安全については、協議の中においても十分気をつけるようにということで協議が整っておりますので、今後より一層の売れ行きになるように考えておるところでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） もうちょっと具体性に例えれば、その受付のところにカラーボールを置いておくとか、もう机の上に置いとったら非常にそういう予防措置になりますので、何らかの形でですね、特に多く取り扱うところはそういうようにカラーボールを受付のところにもう見える形にしとくとか、そういう形をしていただきたいなど。この件を一点御要望して私の質問を終わります。お答えは結構です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第2号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第3号専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第3号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。
三好議員。

6番（三好睦子君） 反対の立場で意見を言わせていただきます。

住宅ローンの控除の制度が創設されています。これは経済波及効果とかいうことも考えられてのことで、これも税の軽減につながるかと思えます。これはよいことだと考えますが、税金が年金から天引きというやり方がセットとなっているために、この議案には賛成できません。

そして、税金ですが、これは払う手間が省けるからいいと、天引きは払う手間が省けるからいいといったものではないと思えます。一たん口座引落とは性格が違うと思えます。口座落としというのは年金が一たん自分の口座に入って、その後こう落ちるわけですから、この年金を天引きというのでしたら、あなたたち年金をあげるから税金を先に払ってよという感じで、本当にそういった言わんばかりの何か余り嫌な手法ではないかと思えます。本当に一たんいただいて払うものは払うとこういった形のほうがよいのではないかと、このセットになっているためにこれは反対をいたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第4号専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第4号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第5号専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第5号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） これは、19年度は後期高齢がないから、入り部分が56万で介護が9万と合計が65万でした。20年度は68万で、このたびの21年度、これについては、介護保険料が「9万円」だったのが「10万円」に引き上げられたことと、それからお金持ち、高所得者、大資本家への控除が適応となっています。またこのたびに延期されております。こういったふうに金持ち優遇制度になっているので、そういった理由でこの議案に賛成することはできません。反対意見といたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第6号平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありますか。河本議員。

10番（河本芳久君） この市長の説明では、単年度、観光会計のいわゆる20年度の一応のまとめとして黒字であると、1億7,000万余りの黒字を出している、単年度。そういうことからすると、こういう繰上充用に対して、いつまでも続けなくても、早急な観光会計の健全化ができるんじゃないかならうかという予想もつくが、しかし、かなりの繰上充用額がございますので、厳しい中。そこで一つお尋ね

します。今、単年度会計では観光全体は黒字かなと、ただし養鱒場とか、大正洞、景清洞、またオートキャンプ場等の個別の見通しはどういうふうになっているのか、まずお聞きしたい。

そして、繰上充用というのは、あくまでも緊急的な一つのこう予算処理の仕方、いつまでもこれを続けるということは、秋芳町の場合もよくないし、会計の処理の仕方として適切でない非常手段であると。こういう認識のもとで、早くこういった繰上充用会計を廃止すべきであると、長期にわたっての借り入れに持っていくことはできないか、この2件についてお尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 山本総合観光部長。

総合観光部長（山本 勉君） それでは、河本議員さんの御質問にお答えをします。

まず1点目のそれぞれの事業所によります単年度収支はどうかというお話ですけども、初めにちょっと予算の区分の仕方もあるわけですが、秋芳洞においては2億1,967万5,000円程度の黒字を見込んでおります。

それから、大正洞、景清洞ですが、これは黒字の63万6,000円程度を決算見込みとしております。

それから、養鱒場ですが、これにつきましては、残念ながら660万程度を見込んでおります。

それから、リフレッシュパーク、トロン温泉なりオートキャンプ場、そういうものを皆、含んでおりますが、3,400万、約ですが、マイナスを見込んでおります。このマイナスが多いのは、大きな要因としましては、来年まで起債の償還が残っております。これが22年度に終われば、これはまだマイナスは解消できると思っております。そういうことで、単年度の黒字が1億7,961万706円という決算見込みを立てたものでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） それでは、2点目の繰上充用金の御質問につきまして、私のほうから回答させていただきます。

議員さんが御指摘されましたように、繰上充用金につきましては、これはお見込みのとおり、地方自治体が認められております例外的な手法として、繰上充用金という取り扱いが自治体において認められていると。先ほど御指摘されましたように、

臨時的とか救急的なものに対しまして繰上充用するというのが、一般的なものであるということは御指摘のとおりでございます。

しかしながら、それに対しまして、財源不足が生じている中で、単年度におきまして、こういった形で毎年累積欠損金を少しずつ減らしていった中で、やはり早期の解決を進める中で繰上充用金という形で取り扱いをしていくことが、非常に早期解決に向けた取り組みではなかろうかということで、不足額について対応しているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。河本議員。

10番（河本芳久君） 繰上充用、これは市場手段、例外的な一つの手法で整理しておられる。いつまでもこれを続けるという考え方は健全な財政運営ではないと、こういうことは執行部は十分御認識のことだろうと思いますが、このような手法をとってきたところにいろいろの連結決算における非常に赤字、そして債権団体になるんじゃないかとかいろいろうわさを飛ばされ、しかもこの観光会計について特別な意見が出ている。新市になってやはりこういった例外的な処理をやめるべきではないかと。いわゆるもっとほかの方法はないか、そのことを確認したいんです。

というのは、かつてはこの一番原因になっておったのは人件費だろうと思います。40数名がこの観光特別会計にかかわっていた。現在、職員は予算書では22名とかなっておりますが、かなり変わっているんじゃないかなと思います。そういうことで、この繰上充用という制度を今後続けられる方針があるかないか、それを確認したいんです。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 河本議員の御質問ですが、河本議員、合併前は旧秋芳町の町会議員でありになったから、よくおわかりだと思いますけれども、旧秋芳町において繰上充用をやってこられた、累積赤字をふやしてこられたという経緯がございます。

それで、新しい市になりまして、今いみじくも人件費のことをおっしゃいましたけれども、かつて59人おられた正規職員を今「26人」から「20人」に減らそうとしております。ですからほぼ3分の1まで人件費を圧縮して、20年度はお客さんの数は対前年で減ったけれども、それでも秋芳洞だけでいえば2億を超える単

年度黒字を出したという実績がございます。

ですから、今、繰上充用というのは、今累積赤字がこれほどあるけれども、毎年これほど黒字を出す　これほど黒字を出すという目的をもって配していくということで、非常にわかりやすいというふうに思っています。これが雪達磨式に累積赤字を増やしていくのであれば、どっかで一時的にお金を借りて、利息を払って返していくという方法もあるかもしれませんが、今は単年度で黒字を出す体制に努力を今重ねてきておるといことです。おわかりだろうと思いますが、以上でございます。

議長（秋山哲朗君）　なお、「平成20年度の美祢市観光事業特別会計決算見込み」という資料を、これは先日の会派代表者会議でお配りしておるといいます。お手元にまだ行ってないかもわかりませんが、資料としてその会派代表者会議で配っておりますので、ぜひ参考にさせていただけたらと思います。

そのほか質疑はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君）　この繰上充用の早期解決で、この金額を減らすことが最も大事だと思いますが、これについてどのような努力がされる予定なのでしょうか。（「先ほど出た」と呼ぶ者あり）いやいや内容的にです。

議長（秋山哲朗君）　村田市長。

市長（村田弘司君）　三好議員、ちょっと前にもお話ししたと思はすけれども。（笑声）今聞いておられんやっただですかね。

59人おられた、旧合併前にですね、あすこの観光事業会計に正規職員が59人おられた。それを今「26人」から「20人」まで減らそうとしております。ですから、固定人件費を3分の1まで圧縮して、なおかつ今お客さんをふやす努力をしております。お客さんが減っても20年度で秋芳洞の洞だけですよ、2億を超える黒字が出ているわけです。ほかのところはちょっと赤字があったから1億7,000万程度の全体とすれば黒字ですけれども、秋芳洞だけでも2億の今黒字を出しておると。これでお客さんがふえたら毎年単年度に3億の黒字を生み出すことは可能です。今その目的でやっております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君）　そのほか。三好議員。

6番（三好睦子君）　私が思ったのは、もちろんそのわかりますよ、でも人件費だ

けじゃなくてほかにいろいろの何ていうんですか、PRとか、それから私はこのたび連休で秋芳洞に入ったんですけど、ずっと歩いて帰って休むところがないと。

提案ですが、まず初めに入ったときに、屋根ですね、緑のグリーンの屋根があれがマッチしないということと。それから入ったときに、私の親戚に「昔はこうやって船で渡したんですよ」と言ったら、「まあそれいいね」と言うから、体験ていうか、その船でこう渡る昔風なそういうのを再現するということも大事でしょうし、それからアベックの方が入られて写真を撮られるんですけど、そのときにシャッターを押す人が要るんじゃないかと思いましたね。

それから、帰ってきたときに足が疲れているので、それときれいな水が流れているのでその水に触りたいという気持ちもありました。それで足も浸してみたいと。みんな同じ気持ちじゃないかと思うんですけど、「進入禁止」で書いてあるんですね。それはもちろん岩があって石があるから危ないからと思うんです。だから進入禁止だと、立入禁止だったと思うんですけど、あそこに行ったときはやっぱり水に浸りたいと、そしてちょっと腰を掛けたいとそういう気持ちがあると思います。

それから、ずっと洞を背中にした左側に休憩所があるんですけど、そこで座る、トイレ休憩のところがありました。それに座ったんですけど、ちょっと何か食べたいなという気持ちになるんですね。その近くにソフトクリームとかジュースとか、冬場でしたらそばまんじゅう、今あれはそばが名物なんで、そばまんじゅうとかふかふか蒸したのを出すとか提供するとかすれば、お客さんもまた喜ばれるんじゃないかなと思いましたね。

それから、座りたいという気持ちなんですけど、その休憩場所までに行かなくても座れるように商店街のちょっと軒下にこういす等、テーブルといすがあって、ちょっと腰掛けて、そば茶ですか、夏は冷たいそば茶、冬は暖かいそば茶をぱっとうもてなすとすれば、その店のところに土産物に目がいてこれを買おうかとかいうことになるんじゃないかなと思いました。

そういうふうな具体的なことが聞きたかったんですけど、提案ですが、それとPRですけど、ネットを使うことももちろんですけど、ある方が言われていましたが、広告はい箇所置くんじゃなくて、動く広告塔ていうんですか、美祿市内で運送業者さんもおられるので、今バスとかに「中原中也」とか「金子みすゞ」さんのとかありますけど、あんなふうに秋芳洞もPRするような動く広告塔になっていただ

くような案も大事ではないかと思ひまして、何かいろいろ持っておられるのかなと思ひまして聞きました。

以上、終わります。

議長（秋山哲朗君） 御意見でいいですか。

6番（三好睦子君） はい。いいです。

議長（秋山哲朗君） 御意見は、また後ほどあると思ひますので、よろしいですか。いいですね。はい。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第7号平成21年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第8号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第8号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意さ

れました。

日程第13、議案第9号美祢市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第9号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第9号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

井上敏雄さん、御入場をお願いいたします。

〔教育委員 井上敏雄君 入場〕

議長（秋山哲朗君） 議案第9号美祢市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意されましたので、本席から井上敏雄さんにお知らせいたします。

この際、井上敏雄さんよりごあいさつの申し出がございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

教育委員（井上敏雄君） 只今御紹介をいただきました井上敏雄と申します。一言、簡単ではございますが、ごあいさつを述べさせていただきます。

このたび美祢市教育委員の任命につきまして、皆様方の御同意をいただきましてまことにありがとうございます。お手元の経歴にもございますように、私は教育行政の専門家ではありませんし、教育実践も行っておりません。現役のPTA会員であり、子を持つ親として、また地元美祢市を愛する者の一人として、美祢市の教育の発展と向上に寄与できればと考えております。教育委員とは何か、具体的にどのようなことをしているのかよく知らないといった声をよく耳にします。そうした声

を反映できるよう、存在意義のある教育委員にならなければならないと思っております。

ただ、教育の改革をしようというふうな大きなことを考えているわけではなく、家庭・地域・学校、この三つが合間見えることで、美祢市で生まれ育った子供たちが、今まで引き継がれてきた美祢市の伝統と誇りを次の世代へと引き継いでくれることを望んでいます。そのためのサポートとして、美祢市教育委員、この地があると思います。その責務に果たしたいと思います。

何分経験が不足しておりますので、今後は皆様方の御指導を受け、努力を重ね、誠意を持って任に努めたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） ありがとうございました。それでは、御退場をお願いいたします。

〔教育委員 井上敏雄君 退場〕

議長（秋山哲朗君） この際、暫時休憩をいたします。

この間に、議員の皆さんは、建設観光委員会、教育民生委員会の開催をお願いいたします。

午後 2 時 1 2 分休憩

.....

午後 3 時 4 5 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10、議案第 6 号と、日程第 11、議案第 7 号を議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） 只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第 6 号平成 21 年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、執行部より、前年度繰上充用金補正額 1 億 8,200 万円につきまして、平成 20 年度観光事業特別会計の決算見込みとして単年度収支で 1 億 7,

961万円の黒字決算となるとの説明があり、平成19年度の赤字に対する繰上充用金が15億6,161万円必要としたことから、平成19年度繰上充用金から、平成20年度単年度黒字1億7,961万円を差し引いた13億8,200万円の歳入不足に伴う補正であるとの説明でありました。

また、予備費の1億5,000万円の減額補正につきましては、歳入欠陥補填金収入を減額するための補正であるとの説明を受けました。

次に、歳入欠陥補填収入12億3,200万円につきましては、前年度繰上充用金13億8,200万円から、予備費の1億5,000万円を差し引いた額である12億3,200万円の補正であるとの説明を受けました。

主な質疑、意見につきまして御説明を申し上げます。

委員より、一般会計から観光特別会計に繰出金を行われたら繰上充用金もなくなるのでは、との問いに対しまして、執行部より、観光事業会計は地方自治体でお金を儲けられる会計であり、基本的に収入で支出を賄う原則であります。税金である一般会計から繰り出すということは、税金をもって収益的な会計の赤字部分を充当するという事は、ふさわしくないと考えている、との答弁でありました。

さらに委員より、特別会計は独立採算制であり、努めて一年一年でも黒字を出して繰上充用を少なくするということが市長の考えであるので、一年一年黒字を出すという努力をしていただきたい、との意見がありました。

そのほか、質疑、意見もなく慎重審査、採決の結果、全員異議なく、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、建設観光委員長の報告を終わります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 布施文子君 登壇〕

教育民生委員長（布施文子君） 只今より教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第7号平成21年度美祢市住宅資金貸付事

業特別会計補正予算（第1号）について、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

執行部より、先ほどの提案説明にのっとった説明がありました。

主な質疑、意見について御説明をいたします。

委員より、未納額についてこれから先も固定的なものもあると思うが、長期的に見て数字がどのようになっているか、またそれに対する対応をどうされるか、との問いに対し、執行部より、今後におきましても滞納の徴収につきましては、月末を中心に隣戸訪問、電話催告など随時実施してまいる所存であります。特に盆前、年末、この期間中は徴収期間として定め、精力的に催告を行ってまいります。きちんと支払いをされている方とのバランスを考えると、他の方々にもきちんと支払っていただけるよう努力してまいります、との答弁がありました。

さらに委員より、新規の貸付はないのかとの問いに対し、執行部より、一番新しい貸付年度は平成8年度でそれ以降貸付はありません、との答弁がありました。

さらに委員より、償還計画の最終年度はいつか、との問いに対して、執行部より、平成8年度が最終の貸付ですので最終償還終了年度は平成33年度になります、との答弁がありました。

その他の質疑、意見はなく、慎重審査、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案1件の審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

〔教育民生委員長 布施文子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第10、議案第6号平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第7号平成21年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。これにて平成21年第3回美祢市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆さんは、4時10分から議員全員協議会を開催いたします。協議事項は期末手当に関する特別措置についてその他でございます。御出席のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

午後3時55分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年5月18日

美祿市議会議長 秋山哲嗣

会議録署名議員 村上健二

" 大甲 浩